

6-3 植樹保險制度

植樹保険制度

公共植栽工事については、請負契約に基づき、受注者に対し枯損樹木の植替え責任が課せられているが、異常過水等の偶然な理由で枯損が多発した場合、受注者に過度の負担がかかるため、植替え責任の履行補完策として植樹保険制度が昭和56年に創設された。枯損樹木等の植替え工事が円滑かつ速やかに行われるためにも本制度の積極的な活用が望まれる。

植樹保険の活用について（通達）

建設省都緑対発第10号

昭和56年7月21日

建設事務次官

今般、別紙のとおり公共植栽工事に係る樹木等の枯損等をてん補する保険（以下「植樹保険」という。）が創設されたので、樹木等の枯損が多発した場合に備えて本保険制度を活用することにより、枯損樹木等の植替え工事が円滑かつ速やかに行われるよう取り計らわれたい。

なお、植樹保険に付することにより、契約に基づく植替え責任が免責されるものではないので、従来どおり、受注者に対しては、枯損予防に努めるよう指導願いたく、念のため申し添える。

都道府県においては、管下市町村（指定市を除く。）に周知願いたい。

（別添） 植樹保険の概要

- 1 保険契約者
財団法人都市緑化基金（受注者とともに保険契約者団を構成する。）
- 2 被保険者
引渡しを受けた公共植栽工事の発注者
- 3 保険の目的
公共植栽工事の完成引渡し後の樹木、株物及び地被植物（以下「樹木等」という。）とする。
- 4 担保危険
干害、風水害、雪害、雹害、塩害、雹害、凍害、霰害、病虫害、鳥獣害または火災、落雷、破裂・爆発等すべての偶然な事由による樹木等の枯死または形態不良を

担保する。

5 引受方式

(1) 保険種目

火災保険普通保険約款に植樹保険特約条項を付して引受ける。

(2) 保険期間

請負工事完成後受注者へ引渡した日より1年間とする。

(3) 保険金額

請負金額のうち、植栽工事に係る直接工事費相当額を保険金額とする。

(4) 保険金の支払

植替え責任を負う受注者を通じて被保険者に対し現物でん補する。

(5) 受注者の自己負担額

保険金額の15%相当額の損害(火災、落雷、破裂・爆発による損害を除く)は受注者の自己負担とし、その超過額に対して保険でん補する。

6 適用利率

保険金額1,000円につき8.50とする。

植樹保険の取扱いについて(通知)

建設省都緑対発第12号

昭和56年7月21日

建設省都市局長

植樹保険の創設に伴い、その活用方について昭和56年7月21日付け建設省都緑対発第10号をもって建設事務次官から通達されたところであるが、その取扱いについては、下記によることとしたので、受注者への指導等よろしく願いたい。なお、都道府県にあっては、貴管下関係市町村(指定都市を除く。)に周知願いたい。

記

1 保険の付保

植樹保険は、設計図書のためにより発注者が有している植替え請求権を担保するために設けられた制度であり、受注者の自力による植替えを期待するよりは、保険に付すことがより担保力があることから、植栽工事(建設省直轄営繕工事及び建設省住宅局所管補助事業に係る工事を除く。)のうち設計図書により

枯損樹木等の植替えを義務づけている工事については、小規模な植栽工事を除き、受注者に対して本保険に付するよう指導するものとする。

2 保険の対象

植樹保険の対象となる工事は、樹木又は地被植物(以下、「樹木等」に係る植栽工事(他の工事に植栽工事を含める場合を含む。)で設計図書により枯損樹木等の植替えが義務づけられているものとする。ただし、移植工事(植樹材料の支給による工事を含む。)及び根廻工事は除くものとする。

3 保険金額

保険金額は、次式により算定される金額の80%以上とするよう指導するものとする。

$$\text{植栽工事に係る直接工事費} \times \frac{\text{請負金額}}{\text{設計金額}}$$

4 付保の確認

受注者が樹木等を植樹保険に付したときは、その旨を通知させるものとする。

5 樹木等の植替え

樹木等が植栽した時の状態で枯死又は形姿不良となった場合には、受注者は当初植栽した樹木等と同等又はそれ以上の規格のものに植替えものとするが、枯死又は形姿不良の判定は、保険期間内に発注者と受注者とが立合いのうえ行うものとする。

植替えの必要があると認められる場合においては、発注者は受注者及び保険会社に対して植替え請求書を提出するものとする。ただし、明らかに枯損額が保険金額の15%未満であり、保険のてん補まで至らないと判断されるときは、保険会社に対する植替え請求は必要がないものとする。また植替えが完了したときは、発注者はこれを確認し、受注者及び保険会社に対して植替え完了承認書を提出するものとする。

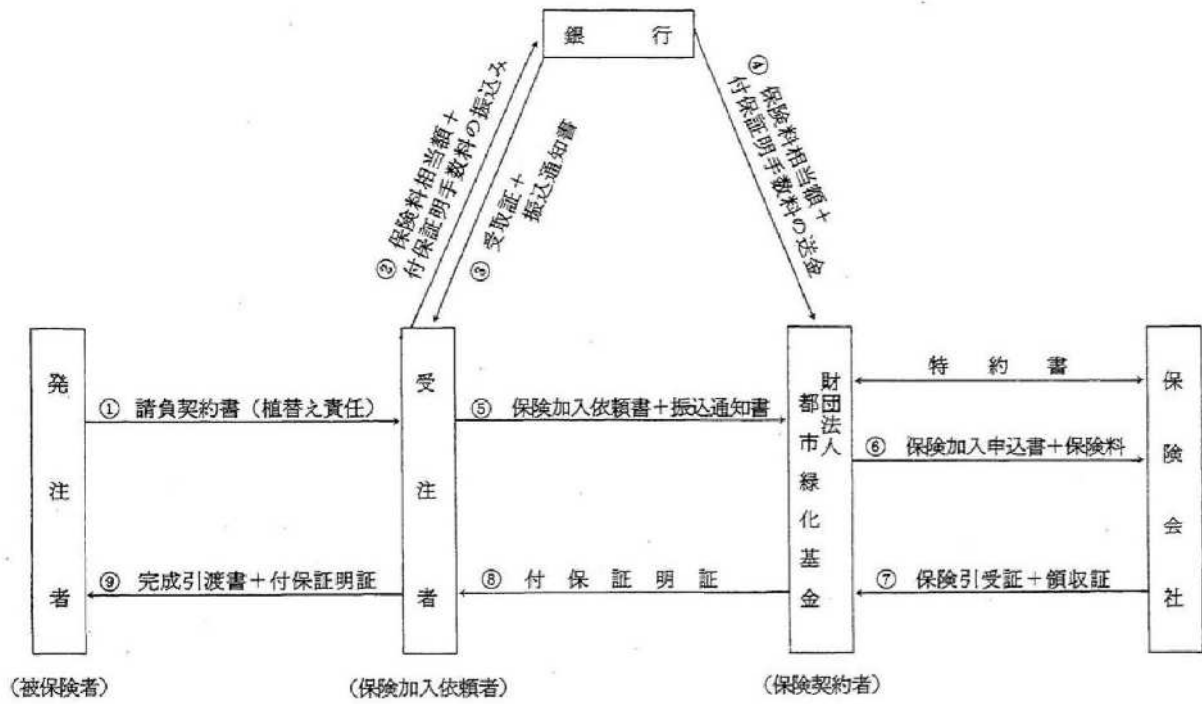
6 その他

植樹保険は、樹木等の枯損が多発した場合の損害補てん制度であり、従来の契約に基づく植替え責任についての方針を改めるものではないので、従来どおり発注者は、受注者に対し枯損防止に努めるよう指導するとともに、次の各号に配慮し、樹木等の枯損防止に努めるものとする。

(1) 植栽工事の設計に当っては、植栽箇所の条件を考慮し、適切な樹種を選定

(参考1)

(1) 植樹保険加入申込手続きの流れ



するとともに、必要に応じ植栽に適した土壌改良等の措置を講ずること。
 (2) 他の工種との調整を図り、植栽工事の分離発注の方法等により植栽適期に
 施工できるよう工事発注、工程管理等に配慮すること。
 (3) 植栽工事の品質管理、現場管理を強化し、良好な樹木等による植栽及び養
 生を適切に行うよう指導すること。
 (4) 病虫害の防除、灌水、除草、施肥等の適切な管理を行うこと。

| 枯損原因 | 樹種等 | 寸法規格 | 数量 |
|------------------------|-----|------|----|
| (1) 火災、落雷、破裂、爆発 | | | |
| (2) 故意若しくは重大な過失または法令違反 | | | |

記入上の注意 明らかに枯損額が保険金額の15%未満の場合又は保険のてん補対象となる損害がないと判断される場合は保険会社用の植替え請求書は必要としない。

年 月 日

契約担当官等④

(参考3)

| | | | | | | |
|---|-------------|----|-------|-------------|-------|----|
| 植 替 え 完 了 承 認 書 | | | | | | |
| 受 注 者 殿 保険会社 | | | | | | |
| 年 月 日 付け植替え請求書に基づき、下記植替えについて完了検査を行った結果、植替えが完了したことを承認する。 | | | | | | |
| 記 | | | | | | |
| 1 | 工 事 名 | 所 | 年 月 日 | から | 年 月 日 | まで |
| 2 | 工 事 場 | | | | | |
| 3 | 工 | | | | | |
| 4 | 請 負 代 金 額 | | | | | |
| 5 | 契 約 の 相 手 方 | | | | | |
| 6 | 植 替 え の 内 容 | 別紙 | 月 日 | 付植替え請求書の通り。 | | |
| 7 | 植替え完了検査年月日 | | 年 月 日 | | | |
| 年 月 日 | | | | | | |
| 契約担当官等 ④ | | | | | | |

植樹保険の取扱いの運用について

建設省都緑対発第14号
昭和56年 7 月 21 日
建設省公園緑地課長

植樹保険の創設に伴ない、その活用方については、「植樹保険の活用について」(昭和56年 7 月 21 日付け建設省都緑対発第10号建設事務次官通達)により通達され、また、その取扱いについては、「植樹保険の取扱いについて」(昭和56年 7 月 21 日付け建設省都緑対発第12号都市局長通知)により通知されたところであるが、これらの取扱いの運用については、下記によられるようお願いしたい。

なお、都道府県によっては、貴管下関係市町村(指定市を除く。)に周知方願いたい。

記

1 保険の付保について

植樹保険は、発注者が有している植替え請求権を担保するとともに植替え工事を円滑かつすみやかにを行うための制度であり、また本保険の料率は植栽工事の全てが保険に付されることを前提に設定されており、枯損の多発する恐れのあるものばかりが保険に付されることになると、将来保険料率が高くなる恐れのあることから、受注者に対して保険に付すよう指導願いたい。

保険の付保についての指導の方法は、現場説明時又は請負契約後に付保を指導するか、あるいは受注者からの申し出によりこれを承認(文書による承認は必要としない。)するものとする。

なお、植栽工事に係る直接工事費が概ね50万円未満の小規模工事については付保の指導は要しないものとする。

2 保険の対象について

植樹保険の対象とする工事は、仕様書、特記仕様書等の設計図書により枯損苗木等の植替えを義務づけている樹木又は地被植物(以下「樹木等」という。)に係る植栽工事とする。この場合の地被植物に係る植栽工事とは、芝類、笹類、じゃのひげ等永年性植物の植付工事、芝付工事をいう。

ただし、移植工事、根回し工事の他、種子吹付工等種子の使用による緑化工事については、当該保険料率と同一にならないことから保険の対象から除外す

る。

3 保険金額について

保険料率は、植栽工事に係る全直接工事費に対する全枯損額の率から算出したものであり、従って保険金額は請負金額のうち植栽工事に係る直接工事費相当額とするが、必ずしも設計金額と請負金額とが一致しないことなどから一定率（80％）以上としたものである。

受注者が付保する保険金額についての指導の方法は、受注者からの申し出により一定率以上であればこれを承認（文書による承認は必要としない。）するものとする。

なお、植栽工事に係る直接工事費とは、当該植栽工事を施工するのに直接必要な材料費（樹木、地被植物、支柱材料、土壌改良材、肥料、目土、幹巻材料、目くし、雑品等）及び労務費の他機械の使用に要する機械経費も含むものとする。

4 付保の確認について

受注者が樹木等を植樹保険に付したときは、これを確認するため通知させることとしたものであり、工事完成引渡し時に植樹保険付保証明証を提出させるよう指導するものとする。

5 樹木等の植替えについて

受注者は、植替え請求書に基づき、樹木等の植替えを行うが、供用開始後の広場、グラウンド等の地被植物で利用者の踏圧等人為的な事由により生じた枯損は保険のてん補対象とはならないので、これらの地被植物については、供用開始前に植替え検査を行うこととする。これらの枯損を含め、枯損額が保険金額の15％以上であり、保険のてん補対象となる損害があると判断される場合には受注者に提出する植替え請求書と同一のものを保険会社あてにも提出する。また、受注者が保険会社負担金により樹木等を植替えた場合には受注者に提出する植替え完了承認書と同一のものを保険会社あてにも提出する。

なお、保険会社あての植替え請求書及び植替え完了承認書は受注者に提出し、受注者を経出して保険会社に提出されることになる。

事 務 連 絡
平成24年6月27日

都道府県・政令指定都市
都市公園担当部長 へ

国 土 交 通 省 都 市 局
公園緑地・景観課 緑地環境課

公共植樹工事に係る植樹保険制度の運用の改定について（お知らせ）

従来から、公共植樹工事における工事完了後の植栽樹木等の枯損については、植栽創増増算と植樹保険制度（以下「植樹保険」という。）により植替え措置の円滑化を図ってきましたところですが、

植樹保険は、洪水等の異常気象により新植植栽樹木等の枯損が大量に発生した場合、植替え工事を円滑に行うため、不測の事態に備えて枯損樹木等の損害額の一定率以上を保険で対応することで、受注者の負担を軽減させることを目的に、昭和56年度に創設されました。

植樹保険の創設以降、これまでに平成18年及び平成21年に運用の一部が改定されるなど、より適切な運営が図られるよう努められてきたところですが、昨今の加入件数の減少等により、現状の運用のままでは今後安定した運営が難しいと判断されることから、平成24年7月1日より、植樹範囲について、「植栽創増増算」から「増算・増算」及び「増算」を除外する」という運用の改定が行われることとなりますので、お知らせいたします。

公共植栽工事の発注者である地方公共団体の皆様におかれましては、地方公共団体が植樹保険における被保険者となることから、今回の制度運用の改定についてご理解頂くとともに、以下の点にご配慮頂き、植樹保険の積極的な活用をお願いします。

- 公共植栽工事において植栽創増措置を行った場合の、設計図書における保険加入の明記及び受注者への周知の徹底
- 公園部局以外における公共植栽工事での植樹保険の加入に向けて、技術管理部局等との連携及び周知

また、植樹保険の適切な運用のため、公共植栽工事の発注等に当たっては、以下の点にご留意頂くようお願いいたします。

- 植栽適期に植栽の施工ができるよう、適切な工期の確保に努めること
- 地域の気象条件、地理的条件等に適した植栽樹木の選定や適切な植栽量盤の確保に努めること
- 植栽地の環境と著しく異なる環境下で生産された樹木を用いないよう努めること
- 植栽後の樹木について、養生等の適切な措置を講じること、樹木の枯損防止に努めること

なお、工事完了引き渡し後に適正な維持管理がなされなかった場合や人為的な事由による場合の枯損は、従来どおり植樹保険の補償の対象とはなりませんので、引き続き、受注者に対して枯損防止に努めるようご指導頂くとともに、引き渡し後の適切な維持管理に努めて頂くようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、貴管下市町村（政令指定都市を除く。）への周知方よろしくようお願いいたします。

(参考)

【植樹保険制度の概要】

(保険の対象工事)

公共団体等が発注する公共植栽工事

(保険の対象外工事)

- ・移植工事、根回し工事、種まきつけ工事等種子の使用による緑化工事
- ・防風林、防雪林、防樹林、防砂林等防災の目的を主とする工事
- ・植栽工事に係る重慶工事業費が50万円未満の工事

(保険契約者) (財) 都市緑化機構

(保険加入者) 公共植栽工事の受注者

(被保険者) 公共植栽工事の発注者

(保険期間) 引渡し日より1年間

(補償対象外となる主な移合)

- ・「大丘枯損」(損害額を受注した植栽工事金額の60%)とならなかつた損害
- ・暴風雨、ひょう、雪、なだれ、洪水、土砂崩れ等によって生じた「折れ」「倒れ」「流失」の損害

・折れ、倒木、流失によって生じた枯死または形姿不良

・薬害、凍害、霧害によって生じた枯死または形姿不良(今回追加)

・風害によって生じた枯死または形姿不良(今回追加)

・施工の欠陥

・枯死された苗木等の不良

・灌水、除草、施肥、剪定等の適切な維持管理がなされなかつた場合

・風雨等で表土が流出した、または樹木の傾きや倒れが発生した際、正常に活着するようにならなかつた適切な補修がなされなかつた場合

・直管割の影響によるもの

・隣任、いかずち等の人為的な事由によるもの

・地震、噴火またはこれらによる津波によるもの など